

財務省行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 0 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理(第 2 9 条―第 3 0 条) 第 1 0 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報が記録された行政文書の管理) 第 2 9 条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 8 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報が記録された行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 3 3 6 号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日閣議決定）及び同令第 1 1 条第 1 項の規定に基づき定められた財務省特定秘密保護規程（平成 2 6 年財務省訓令第 3 0 号）に基づき管理するものとする。	目次 第 1 0 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理(第 2 9 条―第 3 0 条) 第 1 0 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報が記録された行政文書の管理) 第 2 9 条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 8 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報が記録された行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 3 3 6 号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日閣議決定）及び同令第 1 2 条第 1 項の規定に基づき定められた財務省特定秘密保護規程（平成 2 6 年財務省訓令第 3 0 号）に基づき管理するものとする。

附 則
この訓令は、令和 2 年 7 月 1 3 日から施行する。